

施策名 (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 今後の方向性、検討課題等

1 体制整備

(1) 相談・カウンセリング対策の充実

- ・「女性相談交番」の指定及び鉄道警察隊における「女性被害相談所」の設置の促進並びに各種警察相談窓口の周知
- ・カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置並びに精神科医、民間のカウンセラー、犯罪被害者等早期援助団体等民間団体等民間団体との連携の促進

(2) 研修・人材確保

- ・各級警察学校及び警察署等の各職場における、「女性に対する暴力」に関する理解を深める教育の推進及び女性被害者に対する適切な対応に関する指導の徹底
- ・女性被害者に適切な対応を行うための女性警察官等職員の育成及び配置の拡大

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

- ・被害女性の意思を踏まえた加害者に対する検挙その他の適切な措置並びに被害者に対する保護、自衛・対応策の教示その他の適切な措置の実施
- ・痴漢、盗撮、幼児連れ去り等女性が被害者となりやすい犯罪行為等の厳正な取締り並びにこれらの犯罪行為等の準備行為となる秩序違反行為及び迷惑行為の取締り
- ・児童買春・児童ポルノ防止法に基づく、福祉犯の積極的な取締り及び被害少年に対するカウンセリングや継続的な指導の推進
- ・出会い系サイト規制法に基づく、児童に性的関係を持つように誘う行為及び児童が代償を示して交際を求めたりする行為の取締りの推進

(4) 関係機関の連携の促進

- ・各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者対策分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じた、被害者に対する支援、援助の強化
- ・少女が出会い系サイト等ウェブサイト上の有害情報にアクセスできないようにするための、関係機関との協力によるフィルタリングシステムの普及に向けた広報啓発活動の推進
- ・配偶者暴力事案、ストーカー事案その他重大な女性に対する暴力事案における住民基本台帳閲覧制限等による被害者支援のための市町村との連携の推進

(5) 法的対応

- ・刑法の平成16年改正による厳罰化の周知とこれを踏まえた厳正な取締りの徹底
- ・改正配偶者暴力防止法及び「本部長の援助」規則の周知とその適正な運用
- ・ストーカー規制法の周知と、配偶者暴力事案への積極的な活用推進
- ・各都道府県条例の女性に対する暴力事案への適用実態の把握と適正な運用に対する指導

2 防犯環境作り

(1) 安全・安心まちづくりの推進

- ・「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」(平成15年7月)の着実な実施による、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理の普及推進
- ・街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や子ども緊急通報装置の促進による、街頭の照度の確保及び女性・子どもの不安感の解消

(2) 防犯対策の強化

- ・勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消及びパトロールの強化
- ・自主防犯活動を行うボランティア団体への女性の参加の促進により、女性が被害に遭いやすい犯罪に対する地域の安全の確保
- ・携帯メール等多様な媒体を通じた、迅速かつ正確な地域の防犯情報の配信

(3) 有害環境の浄化対策の推進

- ・ピンクビラ・チラシの街頭におけるあからさまな配布・貼付及び一般住宅への投函等、風俗店の置き看板・捨て看板、営業禁止地域等における風俗営業等の取締りの徹底
- ・青少年に有害な図書を販売したり、深夜の店舗への立入をさせないように、関係団体を指導
- ・インターネット上の有害ウェブサイトの監視及び青少年の保護者への警告

## 2 参考データ等

特になし